

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)の概要

林野庁 木材利用課



クリーンウッド法制定の経緯

○H17(2005) グレンイーグルス・サミット(英国)

日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

○H18(2006) 木材・木材製品の合法性証明のためのガイドライン (世界に先駆けて実施)

- ・ 対象を民間にも拡大
- ・ 供給側のみならず需要側も対象に

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)

○H28(2016) 伊勢志摩サミット

日本における違法伐採対策の強化を発信

○欧米における法律の制定

(米)レイシー法(2008)

(欧)EU木材規則(2013)

英、独、仏、伊など

(豪)違法伐採禁止法(2014)

2018年10月
(韓国)

違法伐採関連
法令施行

〔 EUは日本に対し、違法伐採対策の
法制化を働きかけ 〕

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)の概要

- 定義**
- ・木材等:木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(リサイクル品を除く。)[2条1項]
 - ・合法伐採木材等:我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(リサイクル品を除く。)[2条2項]

国

◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定[3条]

主務大臣

- ・木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める[6条]。
- ・上記事項を勸案して、指導及び助言を行う[7条]。
- ・木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う[33条]。

事業者

◎事業者の責務⇒木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない[5条]。

木材関連事業者

…木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。)をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者[2条3項]

登録木材関連事業者

・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる[8条、13条1項]。

※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり[13条2項、37条]。

申請

登録

登録実施機関[5章]

附則 第三条

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進
(流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと)

そのために

事業者は

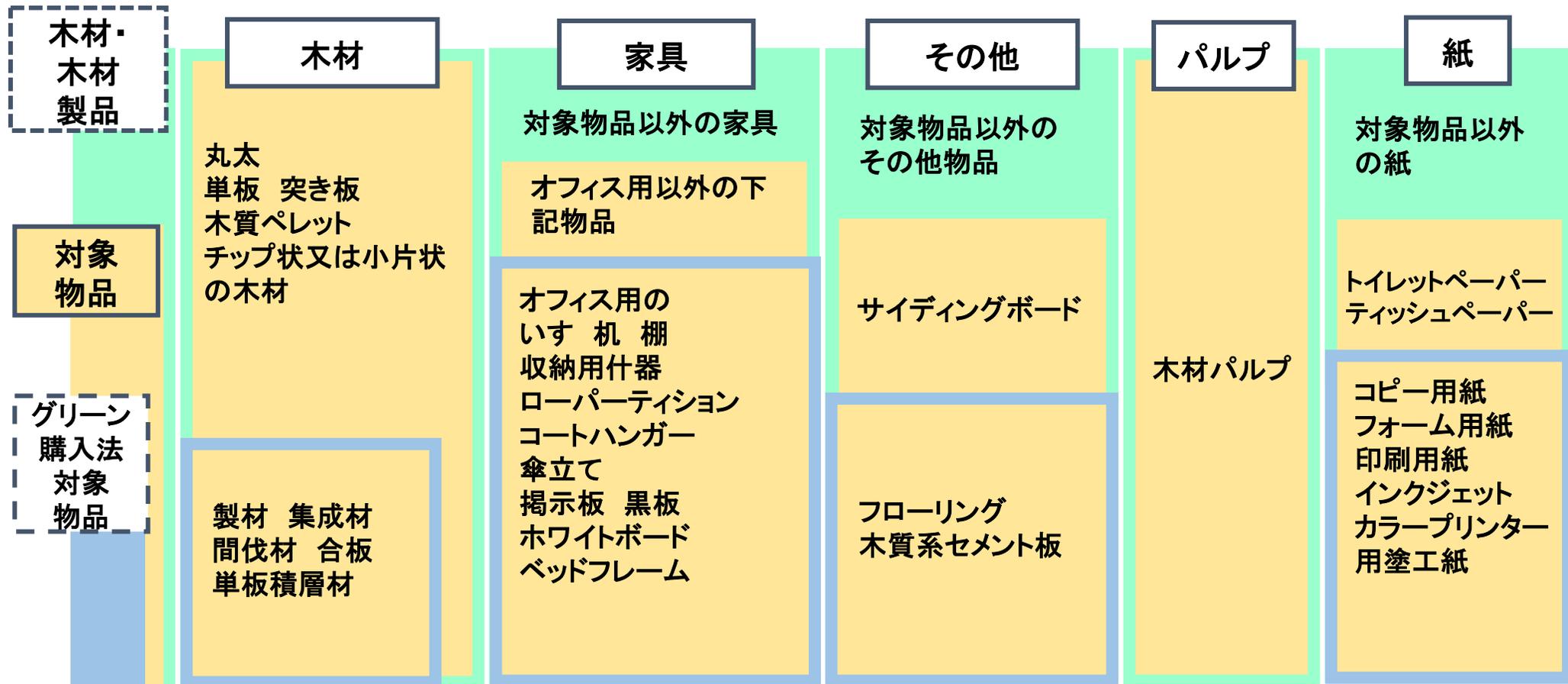
- 事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める(第5条)
- 木材及びその製品(省令で定義)を製造・加工・輸入・販売(消費者への販売を除く)する又は木材を使用して建築等をする事業者(木材関連事業者)は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等(DD(デューデリジェンス)等)を行う(第6条)
- 上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる(第13条)

そのために

国は

- 諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する(第4条)
- 法の意義を国民・事業者に広報する(第4条)
- 木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う(第7条、第33条)
- 登録木材関連事業者の優良な取組を公表する(第4条)
- 諸外国・民間団体等と連携・協力する(第31条、第32条)

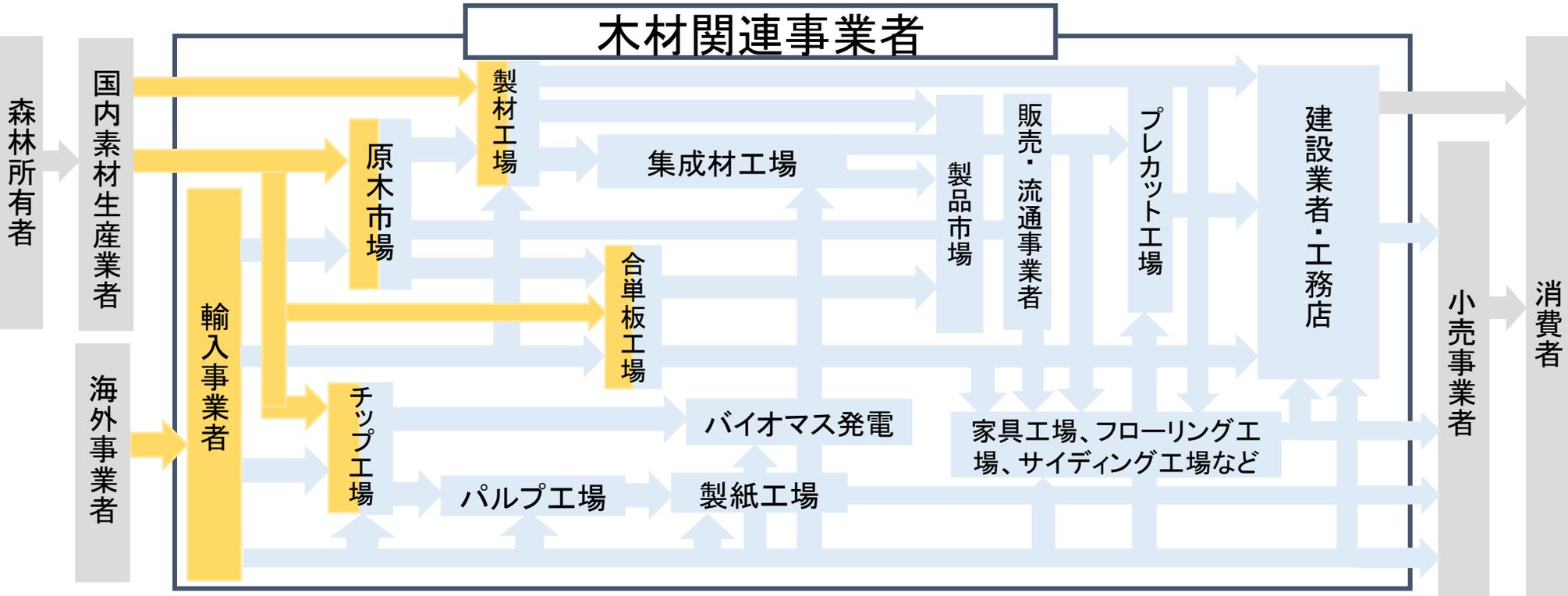
対象物品【2条1項関係】



2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】



- …第一種木材関連事業(樹木の所有者から丸太を譲り受け、加工・輸出販売を行う事業、木材等の輸入を行う事業等)
- …第二種木材関連事業(第1種木材関連事業以外のもの)

※本イメージ図は木材等の複雑な流通構造の概略を示したもの
 ※本イメージ図では木材等の輸出事業者は省略

2条3項

この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。)をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

法施行の状況と課題（1） 林野庁等の取組

- ・ 合法伐採木材等に関する情報提供ウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」の運営
- ・ 各種関係者会議の開催
- ・ 登録促進事業、クリーンウッド法定着実態調査、生産国情報の収集
- ・ 林野庁事業における登録木材関連事業者に対する優遇措置



■ クリーンウッド・ナビの主な掲載内容

- ・ クリーンウッド法の概要
- ・ クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧
- ・ 登録木材関連事業者の年度報告（H30、R1）取りまとめ結果
- ・ 登録木材関連事業者による合法性確認の先進事例
- ・ 35か国の合法伐採木材に関する情報

■ 関係者会議

- ・ 関係省庁連絡会議（年1回）
- ・ 登録実施機関と関係省庁との意見交換会（年2回）
- ・ 全国連絡協議会（年2回）及び地方協議会（年12回）：登録実施機関、木材等関係団体、NGO等が参加し、クリーンウッド法の実行性の確保に向けて情報交換を行うことを目的とした会議

■ 登録促進事業

- ・ クリーンウッド法登録促進のためのセミナー・個別相談会の実施（R2年度実績23回）、普及資料の作成

■ クリーンウッド法定着実態調査（H30年度、R元年度）

- ・ 木材関連事業者によるクリーンウッド法の認知度及び木材関連事業者による合法性確認の実施状況の把握を目的とした調査。事業者へのアンケート及びヒアリングにより実施。

■ 登録木材事業者に対する優遇措置

- ・ 外構部の木質化対策支援事業（H30年度補正事業）における助成費の嵩上げ
- ・ JAS構造材実証支援事業（H30年度補正事業）において事業者が3棟目の補助申請を行う場合の要件
- ・ 国有林野事業における販売事業や樹木採取権に係る公募審査における加点

法施行の状況と課題（２） 合法伐採木材の流通状況

・ 法施行半年から1年半までの事業者の入荷量に対する合法伐採木材の割合は47.4%

■ 各事業者への入荷量のうちクリーンウッド法木材の入荷量及び割合

		国産材 + 輸入素材・輸入製品	国産材				輸入素材・輸入製品							
			計	国産素材	国産単板	国産 ラミナ	計	輸入素材	輸入製品 計	輸入単板	輸入 ラミナ	輸入製材品	輸入合板・ LVL	輸入集成材・ CLT
計	千m ³	40,070	23,413	22,521	14	878	16,657	6,488	10,169	69	113	4,129	4,920	938
製材工場	〃	11,616	8,479	8,479	…	…	3,137	3,137	…	…	…	…	…	…
合単板工場	〃	2,018	1,766	1,765	1	…	252	203	49	49	…	…	…	…
LVL工場	〃	260	201	188	13	…	59	39	20	20	…	…	…	…
集成材工場	〃	973	860	…	…	860	113	…	113	…	113	…	…	…
CLT工場	〃	18	18	…	…	18	…	…	…	…	…	…	…	…
木材チップ工場	〃	2,131	2,130	2,130	…	…	1	1	…	…	…	…	…	…
木材流通業者	〃	23,054	9,959	9,959	…	…	13,095	3,108	9,987	…	…	4,129	4,920	938
計	%	47.4	52.4	51.8	34.7	77.0	41.8	56.2	35.9	18.1	9.7	28.1	47.2	55.1
製材工場	〃	69.7	67.5	67.5	…	…	76.3	76.3	…	…	…	…	…	…
合単板工場	〃	37.4	41.2	41.4	3.9	…	22.7	27.0	13.8	13.7	…	…	…	…
LVL工場	〃	84.1	82.4	83.1	71.6	…	90.8	92.9	87.0	85.5	…	…	…	…
集成材工場	〃	42.8	77.3	…	…	77.3	9.7	…	9.7	…	9.7	…	…	…
CLT工場	〃	62.1	62.1	…	…	63.7	…	…	…	…	…	…	…	…
木材チップ工場	〃	46.5	46.5	46.4	…	…	100.0	72.4	…	…	…	…	…	…
木材流通業者	〃	41.7	45.6	45.6	…	…	39.2	46.9	37.3	…	…	28.1	47.2	55.1

注：本調査におけるクリーンウッド法木材とは、クリーンウッド法第3条第1項の規定に基づく合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針で定められた情報が書類等により確認できる合法伐採木材をいう。

LVL工場及びCLT工場は全数調査、それ以外の工場及び木材流通業者は、精度5%を目標に抽出し、推定式を用いて全国値を推定。

なお、本表において1種及び2種事業による区別はない。

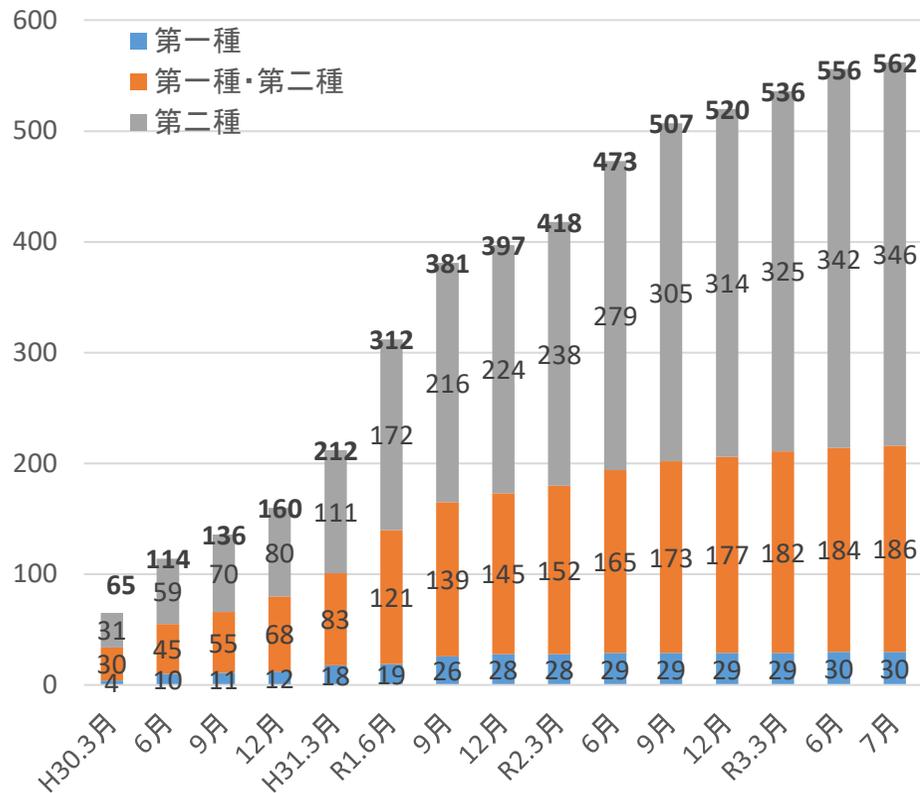
法施行の状況と課題（3） 登録木材関連事業者数の推移

- 登録木材関連事業者数は550を超えたが、近年、伸びは鈍化。
- 登録事務等を担う登録実施機関は6機関。
- グリーン購入法に基づくガイドライン認定事業者数は約12,000。

■ 登録木材関連事業者の登録件数の推移

【令和3年7月31日現在】

- 第一種のみ登録：30件
 - 第一種・第二種の登録：186件
 - 第二種のみ登録：346件
- 合計：562件



■ 登録実施機関別の登録事業体数

登録実施機関	登録数
(公財) 日本合板検査会	260
(公財) 日本住宅・木材技術センター	115
(一財) 日本ガス機器検査協会	63
(一社) 日本森林技術協会	90
(一財) 建材試験センター	12
(一社) 北海道林産物検査会	22
合計	562

法施行の状況と課題（４） 登録事業者による合法性確認の状況①

- ・ H30年度からR元年度の間に登録事業体数は212から418に倍増。
- ・ 第1種登録事業者により合法性確認ができた木材の量の国内消費量に対する割合は29%から42%に上昇。

■ 調査年度による登録事業者数の比較

	第1種登録	第2種登録	第1種・第2種登録	合計
H30	18	111	83	212
R1	28	238	152	418

■ 第1種事業者によって合法性の確認ができた木材の量

	木材の種類と報告単位			
	丸太、合板等 (m ³)	チップ、小片 (BDT)	ペレット等 (トン)	単板積層材、角材等 (個)
H30	7,789,233	6,759,282	25,358	7,183,249
R1	9,396,039	10,547,275	265,680	7,775,902

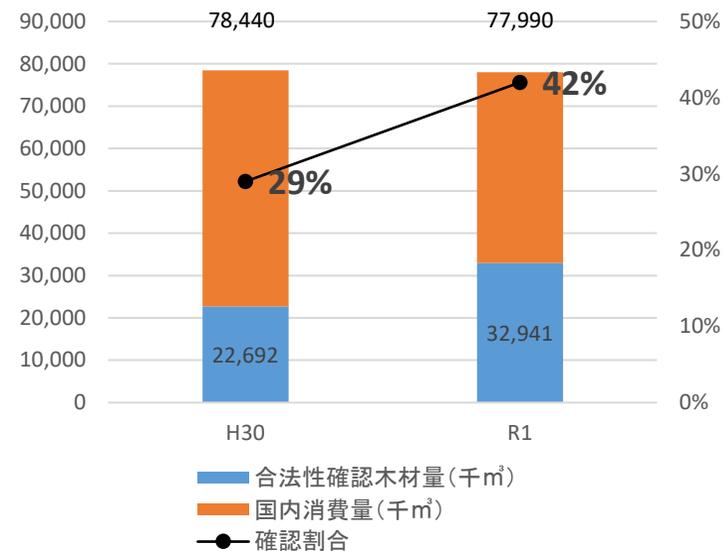
- 表の「個」以外の木材量をm³換算した量
H30 : 22,692千m³ ⇒ R1 : 33,941千m³ (1.5倍に増加)
- 国内消費量に対する割合
H30 : 29% ⇒ R1 : 42%

■ 第2種事業者（木材等の製造、恰好、輸出又は販売をする事業）によって合法性の確認ができた木材の量

	木材の種類と報告単位				
	丸太等 (m ³)	合板等 (m ³)	チップ (BDT)	木質ペレット (トン)	合板等 (個)
H30	4,696,075	22,735	4,268,221	747,751	2,931,262
R1	8,336,501	891,888	9,455,241	330,079	26,336,757

- 表の「個」以外の木材量をm³換算した量
H30 : 14,086千m³ ⇒ R1 : 29,138千m³ (2.1倍に増加)
- 国内消費量に対する割合
H30 : 18% ⇒ R1 : 37%

■ 第1種事業者により合法性確認できた木材の量の国内消費量に対する割合



注： 国内消費量は、木材需給表の国内消費に係る総供給量から、しいたけ原木、木炭用材、薪用材を除いた量とした。
合法性確認木材量は、第1種事業者によって合法性確認ができた木材の量のうち、m³、BDT及びトンで報告されたものをm³換算した値。

法施行の状況と課題（5） 登録事業者による合法性確認の状況②

- ・ 令和元年度の登録事業者による合法性確認率は9割以上。
- ・ その一方で、ロシア産木材、家具類など、一部に合法性確認の割合が低い物品が存在。

■ 第1種木材関連事業による合法性確認の割合

(1) 木材

- ・ 国産のスギ及びヒノキ丸太が9割。
- ・ ロシア産アカマツ、オウシュウアカマツ、オウシュウトウヒが約3分の2。ロシア産その他樹種は8割。
- ・ ロシア産以外の外国産はほぼ100%。
- ・ チップ材、木質ペレットは伐採国及び樹種を問わず100%。

(2) 家具、紙等の物品

- ・ フローリングは、中国からのユーカリ、ポプラ、バーチ及び豪州からのサイプレスが0%。それ以外はほぼ100%で、全体としては9割以上。
- ・ 棚、椅子、机等は国や樹種を問わず概ね0%。
- ・ 紙（コピー用紙）はインドネシアからのみ報告があり100%。
- ・ 木材パルプは米国からのパイン、ヘムロックが6割、チリからのパイン、ユーカリが5%、それ以外は100%で、全体として9割。

■ 第2種木材関連事業による合法性確認の割合

(1) 木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業

- ・ 木材は概ね9割前後。引き板が7割、単板積層材がほぼ0%。
- ・ 家具、紙等は100%に近い。

(2) 木材等を利用した建築、建設を行う事業

- ・ 木材のうち、構造材及びその他が半数程度、それ以外はほぼ100%。
- ・ サイディングボード及びフローリングはほぼ100%。

(3) 木質バイオマスを利用した発電事業

- ・ チップ及び小片、木質ペレットともに100%。

法施行の状況と課題（6） CW法登録やガイドライン認定を行っている理由

- ・ R2年実施の定着実態調査によると、CW法登録とグリーン購入法ガイドライン認定とでは、登録等を行う主たる理由が異なる。
- ・ CW法登録では、補助事業の採択要件となっているとの理由が最も多い。ガイドライン認定では、業界団体からの要請・指導や取引先からの求めによるとの理由が多い。

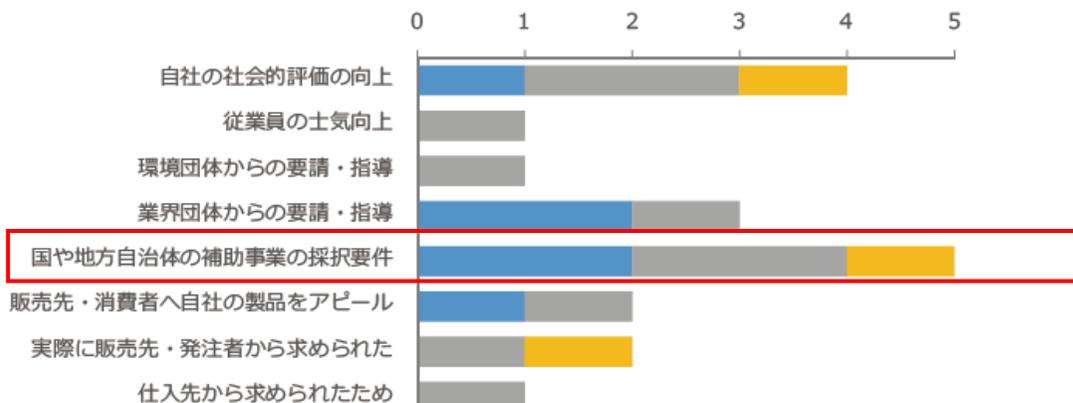
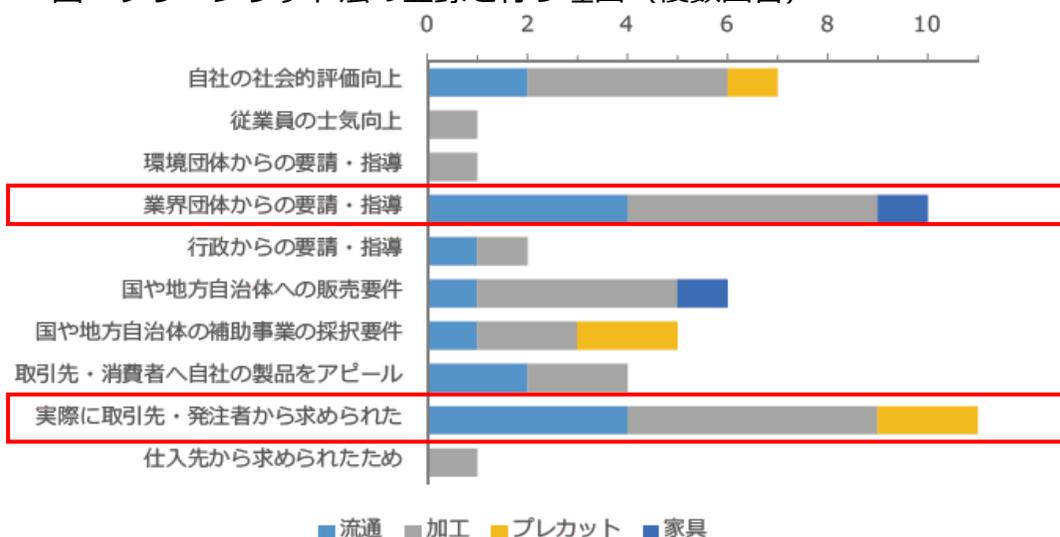


図 クリーンウッド法の登録を行う理由（複数回答）



出典：クリーンウッド法定着実態調査（令和元年度）

図 ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定を受けている理由（複数回答）

法施行の状況と課題（7） CW法登録を行わない理由

- ・ R2年実施の定着実態調査によると、CW法登録を行わない理由としては、事業者のメリットに結びつかないことをあげている事業者が多い。

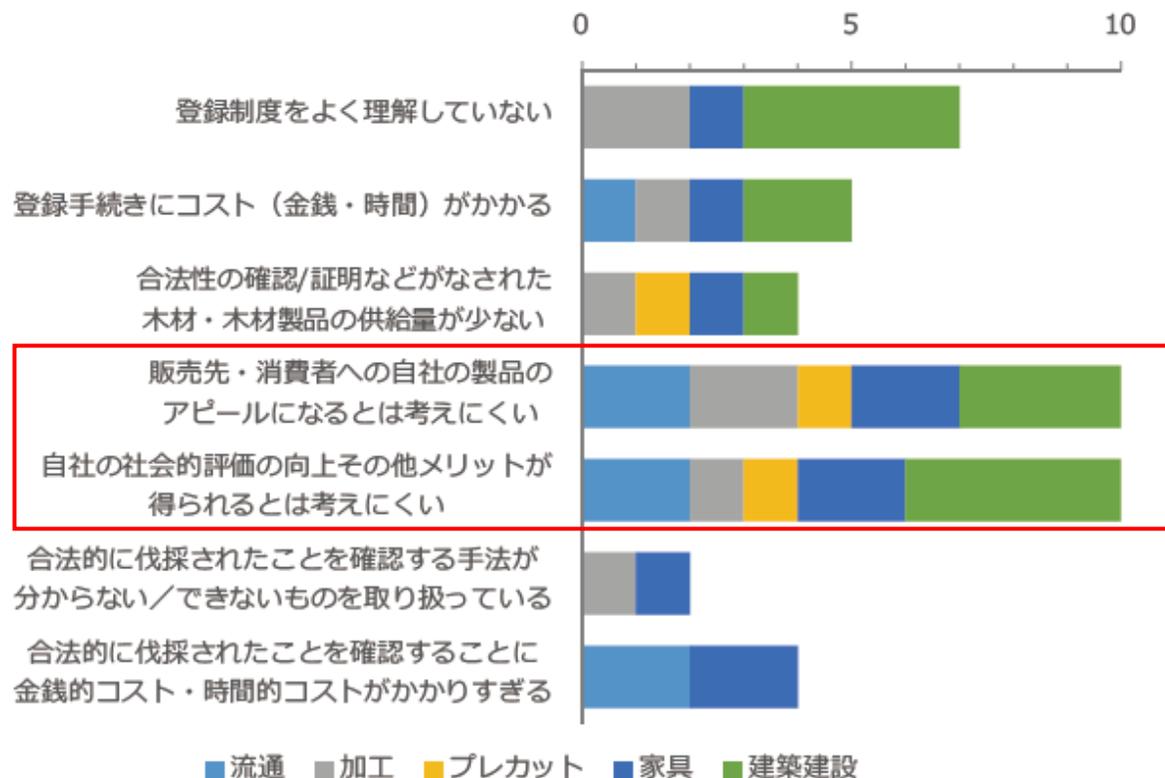


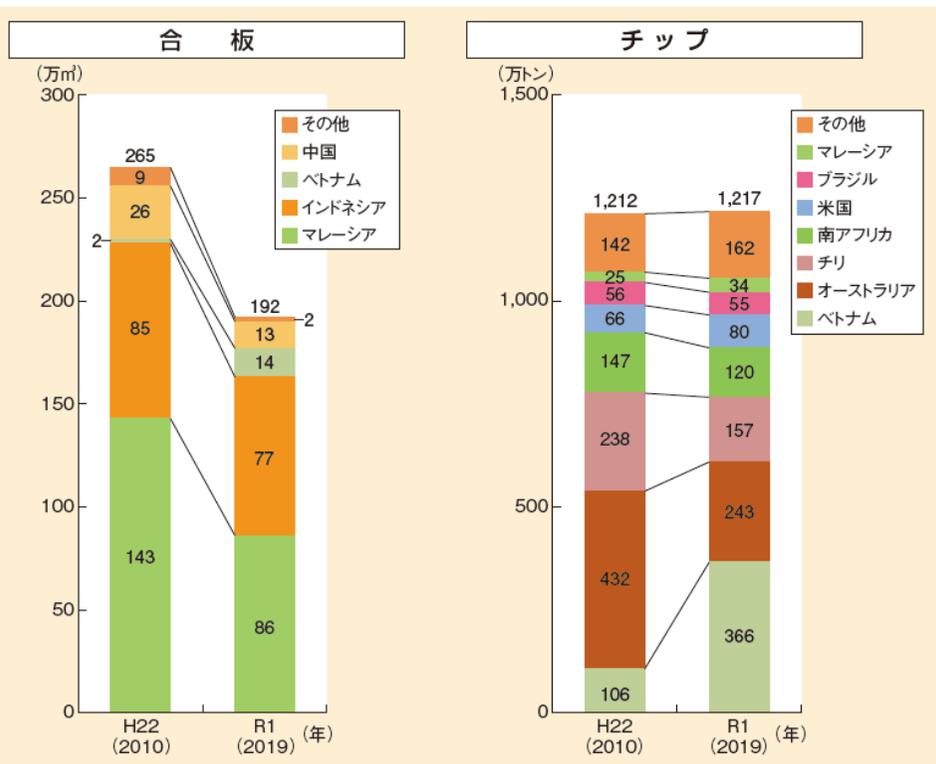
図 クリーンウッド法の登録を行わない理由（複数回答）

出典：クリーンウッド法定着実態調査（令和元年度）

近年の状況変化（1） 輸入木材の状況

- 過去10年間で丸太、製材、合板の輸入量は減少。違法伐採リスクが高いと考えられる地域（ロシア、インドネシア、マレーシア、ベトナムなど）からの輸入量も、国産材への転換、原産国の資源状況・通商政策の変化等により減少。
- フロア台板用合板など、近年南洋材から国産材への切り替えが進んでいる分野もある。
- 一方、チップについては輸入量は横ばい。なかでも、高リスク国とされるベトナムからのチップ輸入量は増加。
- 脆弱国家及び高リスク国からの木材輸入額は2019年で32%となっており、CW法施行年に比べて増加。

■ 我が国における木材輸入量（国別）の推移



■ 木材輸入における違法伐採のリスク

(100万米ドル)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
全輸入額	19,911	19,632	18,785	16,406	16,416	16,606	17,674	17,398
「脆弱国家及び高リスク国」合計	4,901	5,050	4,987	4,562	4,732	4,787	5,365	5,563
「脆弱国家及び高リスク国」割合	24.6%	25.7%	26.5%	27.8%	28.8%	28.8%	30.4%	32.0%

CW法施行年

出典：萩井まり、ジェイド・サンダース（2020）“The Japanese Clean Wood Act: Effectively Cleaning Up?”, *Forest Policy Trade and Finance Initiative*

参考：英、独、米、豪について同様に算出した割合（2012年、2019年）

	英	独	米	豪
2012「脆・高」割合	9%	8%	18%	15%
2019「脆・高」割合	11%	8%	28%	15%

近年の状況変化（２） 国内における無断伐採の状況

- 国内でも違法伐採が発生しており、素材生産事業者等による違法伐採（森林窃盗）に対して有罪判決。
- 無断伐採に係る、都道府県等への相談も引き続き発生している状況であり、監視体制の整備に向けたFAMOSTの開発を進めるなど、自治体による対策を強化する取組を実施。

■宮崎県の素材生産事業者による違法伐採（森林窃盗）の事例

- （経過）
- 令和元年7月11日 素材生産事業者社長逮捕（森林窃盗の疑い）
 - 令和元年8月5日 同容疑者 再逮捕（国富町伐採現場の別の被害者の分）
 - 令和2年1月27日 宮崎地裁が同被告人に対し懲役1年、執行猶予4年（求刑懲役1年6ヶ月）の判決（森林窃盗）
 - 令和2年6月18日 福岡高裁宮崎支部における控訴審判決で、被告人の控訴を棄却
 - 令和2年9月25日 最高裁が被告の上告の棄却を決定
- ※令和2年10月3日付けで有罪が確定

■無断伐採に係る都道府県調査結果

	相談先	伐採業者や伐採仲介業者が故意に伐採した疑いがあるもの	境界の不明確又は当事者の認識違いにより無断で伐採されたもの	その他状況が不明なもの	計
令和2年	市町村、都道府県への相談等件数	18	62	18	98
	うち警察への相談件数	9	19	11	39
令和元年	市町村、都道府県への相談等件数	7	67	23	97
	うち警察への相談件数	3	19	11	33
平成30年	市町村、都道府県への相談等件数	6	51	21	78
	うち警察への相談件数	5	18	11	34

出典：「無断伐採に係る都道府県調査結果について」（林野庁）

※令和元年より森林法第10条の8第1項に規定する伐採届に関する相談のみではなく、伐採届の対象外となる伐採（森林経営計画対象森林における伐採等）も調査対象に加えている。なお、伐採届等は全体で年間11万件程度で推移。

■FAMOSTの開発

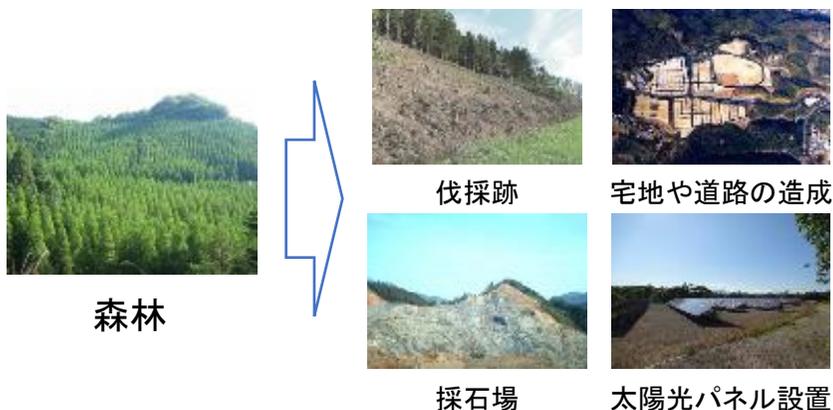
森林の状況が変化した箇所を抽出するプログラム（FAMOST）の開発を進めており、令和2年12月に試作版を全都道府県・市町村に配布。令和4年度からの本格運用を見込んで、現在プログラムの改良等を実施中。

近年の状況変化（3） 国内の無断伐採への対策

- 無償で公開されている衛星画像を活用して、林地開発や伐採等により森林の状況が変化した箇所を自動で抽出するプログラム（FAMOST）を開発
- 既に地方自治体での試行を開始しており、今後更なるプログラム改良を行い、普及を図る。

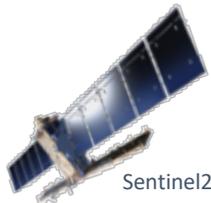
抽出可能な「変化」の例

・2時点の衛星画像を比較して、森林の変化を抽出



活用する衛星画像

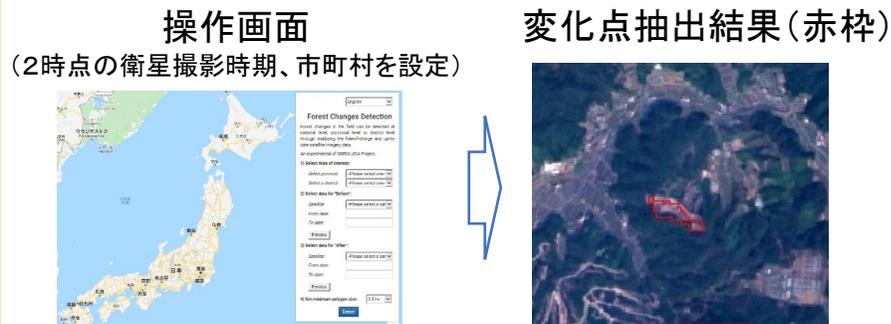
・GEE(google earth engine)というクラウドサービスが提供する無償の衛星画像(センチネル2等)を活用



- ✓ センチネル2は、10日に1～2回のペースで 同じ地点を撮影
- ✓ 解像度10m(無償衛星の中では解像度が高い)

プログラムの活用方法

プログラムによる抽出



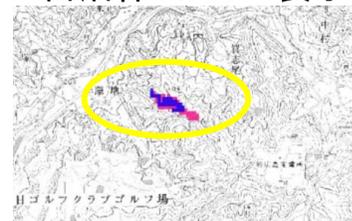
出力

抽出結果の活用例

林地開発許可や伐採届等の情報と突合

届出年月日	伐採に係る所在場所	森林所有者	伐採後の造林者	申請者	伐採計画		
					伐採面積(ha)	伐採方法	伐採樹種
					5 皆伐	スギ	2020年5月1日～9月30日
					0.5 皆伐	ヒノキ	2020年5月1日～9月30日
					2 皆伐	広葉樹	2020年9月1日～12月31日

自治体GIS上に表示



※今後、森林の状況が変化した箇所を自動的にメールで通知できるようプログラムを本年度改良予定

プログラムによる抽出精度

- ✓ 約0.3ha以上の変化箇所を抽出可能
 - ✓ 地域条件にもよるが、8割程度の精度で抽出
- ※伐採届の提出のあった箇所を母数とし、一部地域において精度を検証